最終更新日：2015年6月25日

株式会社ピエトロ
代表取締役　村田　邦彦
問合せ先：人事・総務部
証券コード：2818
http://www.pietro.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値の向上を図るために、株主様をはじめ、お客様ならびにお取引先様に信頼される経営を目指すことを目的として、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な意思決定と健全性の向上を経営上の重要な課題として位置づけ、経営管理組織の整備ならびに強化を図ることとしています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
村田　邦彦	1,523,600	27.24
日清オイリオグループ株式会社	1,120,000	20.02
西川　啓子	374,580	6.69
株式会社西日本シティ銀行	133,000	2.37
ピエトロ取引先持株会	73,800	1.31
ピエトロ従業員持株会	70,400	1.25
第一生命保険株式会社	52,500	0.93
株式会社福岡銀行	50,000	0.89
株式会社トーホーフードサービス	35,000	0.62
村田　美沙子	30,000	0.53

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、日清オイリオグループ株式会社との間で資本業務提携契約を締結しております。
（日清オイリオグループ株式会社が当社発行済株式を保有している株数は、1,120,000株（20.02%）です。）

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上野　光典	弁護士											
臼杵　昭子	他の会社の出身者											
藤野　軍次	他の会社の出身者					△						
石神　高	他の会社の出身者				○	○		○				○
高田　聖大	他の会社の出身者					○						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上野　光典	○	弁護士（上野光典法律事務所所長） 独立役員に指定しております。	法曹として意見を述べ、さらに昨今のコンプライアンス重視の企業姿勢が強く問われる状況において、当社経営に関して社外取締役としての機能を十分に発揮していますので、引き続き社外取締役として選任いたしました。なお、同氏は当社と利害関係はなく、高い独立性を有していることから、独立役員に指定しております。
臼杵　昭子	○	公益財団法人那珂川町教育文化振興財団「ミリカローデン那珂川」館長	前職においてマスコミ業界における幅広い知識と経験があり、当社経営に関して社外取締役としての機能を十分に発揮していますので、引き続き社外取締役として選任いたしました。

		独立役員に指定しております。	なお、同氏は当社と利害関係はなく、高い独立性を有していることから、独立役員に指定しております。
藤野　軍次	○	株式会社ニュークロップ代表取締役 独立役員に指定しております。	流通業界で長年勤務した経験から、特に営業部門へのアドバイスやマーケティング、消費者の視点に立った意見を述べ、当社経営に関して社外取締役としての機能を十分に発揮していますので、引き続き社外取締役として選任いたしました。また、過去に当社の主要取引先である株式会社サニーの専務取締役でありましたが、退任から相当期間が経過しており、現在は株式会社ニュークロップの代表取締役であります。当社と同氏ならびに同社とは、特別な利害関係はありません。以上のことから、一般株主と利益相反の恐れのない中立的な立場を保持しておりますので、独立役員に指定しております。
石神　高		日清オイリオグループ株式会社代表取締役専務執行役員を兼務しております。同社は当社の大株主であり、資本業務提携の関係があります。	長年にわたり丸紅株式会社とその関連会社において食料部門や海外での業務に携わり、豊富な知識と経験があり、また2014年6月からは日清オイリオグループ株式会社の代表取締役として勤務し、当社の営業部門だけでなく、経営全般にわたり有意義な意見やアドバイスをいただきますので、引き続き社外取締役として選任いたしました。
高田　聖大		株式会社西日本シティ銀行取締役専務執行役員	長年にわたり株式会社西日本シティ銀行に勤務し、その経験から今後の当社の経営に有益な意見をいただけると判断し、社外取締役として選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、内部監査担当として内部監査室（室員1名）を設置し、執行役員の業務執行状況を監査し、管理本部や監査役と連携して業務運営の適正化確保に努めております。
また、内部統制担当と内部監査担当は同一であり、内部統制担当は監査役および会計監査人と都度情報交換を実施することにより、共有すべき事項について相互に連携し、把握できる関係にあります。
なお、当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を結んでおり、監査役は監査の都度、定期的に同監査法人から報告を受け、また、必要に応じて協議を行ない、連携して企業経営の健全性と透明性の確保に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
井上　正人	他の会社の出身者							△						
石田　正史	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上　正人	○	独立役員に指定しております。	金融機関で長年勤務した経験から財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の経営全般に対する監督やチェック機能を果たしていますので、引き続き社外監査役として選任いたしました。また、過去に当社の主要取引先金融機関である株式会社福岡銀行の関連子会社福銀事務サービス株式会社の取締役でしたが、現在は同社を退職しており、さらに当社と同行の関係については、当社は複数の金融機関と取引を行っており、当社に対する影響度は希薄であります。以上のことから、一般株主と利益相反の恐れのない中立的な立場を保持していますので、独立役員に指定しております。
石田　正史	○	ワイズ・ワン株式会社代表取締役 独立役員に指定しております。	長年にわたり土地家屋調査士の業務に従事する傍ら、土地家屋調査士協会の監事等の業務も務め、さらに会社経営にも携わっており、幅広い知見から経営に対する監視や適切な助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任いたしました。なお、同氏は当社と利害関係はなく、高い独立性を有していることから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点においては実施しておりませんが、業績連動型役員報酬制度の導入を検討しています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期における取締役に対する報酬等の総額は229,562千円、監査役に対する報酬等の総額は9,200千円であります。
上記のうち社外役員（社外取締役および社外監査役）９名に対する報酬等の総額は24,115千円であります。
なお、法令に従い、報酬等の総額が１億円以上である一部の取締役については有価証券報告書において個別開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役および監査役の報酬限度額は、それぞれ株主総会で決議されております。その限度額の範囲内で、取締役の報酬につきましては、取締役の功績等に応じて取締役会で決定し、また監査役の報酬については、監査役会で協議して決定しております。なお、退職慰労金については、株主の皆様の承認を得て支給することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役や社外監査役を補佐する専任の者はいませんが、人事・総務部、経理部から随時必要な報告を行ない、また必要な社内情報の求めがあれば、その都度各部からご報告し、さらに毎月の取締役会についてもなるべく社外取締役ならびに社外監査役にご出席いただけるよう事前に予定をご連絡しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査役（監査役会）設置会社であります。
原則、毎月１回開催する定例取締役会において、経営に関する重要事項について報告し、審議ならびに決定を行っております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定ならびに機動的な経営に努めています。
取締役会は、取締役10名（男性8名、女性2名）のうち5名が社外取締役で構成されており、経営に関する重要な意思決定や業務執行に関して、客観的および中立的な立場からの意見を幅広く取り入れるなど、高い監督機能を有しています。
一方、監査役は、定期的に監査役会を開催するともに、定例および臨時取締役会をはじめ、その他の重要な会議に積極的に出席し、「監査役監査基準」を準拠のもと取締役の職務の執行状況を適宜監査しております。
監査役会は、監査役3名（全員男性）のうち2名が社外監査役で構成されており、うち１名を常勤監査役として選定し、常に取締役の職務の執行を監督できる体制をとっております。また、監査役のうち１名は、財務・会計に関する相当な知見を有しております。
なお、当社は、社外取締役5名のうち3名と社外監査役2名全員を一般株主と利益相反のおそれのない独立役員として指定しており、経営監視機能の客観性および中立性を保持しております。
当社は会社法ならびに金融商品取引法に基づいて、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、監査役は監査の都度、定期的に同監査法人から報告を受け、また、必要に応じて協議を行い、連携して企業経営の健全性と透明性の確保に努めています。
なお、当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、竹之内高司、伊藤次男の2名であり、当社と同監査法人または業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、同監査法人の監査計画に基づき、公認会計士8名、公認会計士試験合格者5名、その他2名にて行われています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、企業価値の向上を図るために、株主様をはじめ、お客様ならびにお取引先様に信頼される経営を目指すことを目的として、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な意思決定と健全性の向上を経営上の重要な課題として位置づけ、経営管理組織の整備ならびに強化を図っております。
具体的には、取締役会の活性化・透明性の向上のため、社外取締役5名と社外監査役2名を選任し、法令遵守、効率的な営業推進及びサービス向上の面から経営の管理体制の強化を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主様になるべく総会に出席していただけるように集中日を回避しています。 今年の定時株主総会開催日：平成27年6月24日（昨年実績：平成26年6月24日）
その他	定時株主総会後に株主懇談会を開催しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回開催	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、その他資料を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：人事・総務部	
その他	定時株主総会後に株主懇談会を開催しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	食育活動の一環として、子どもたちの「野菜嫌いをなおそう」をテーマに、“食の大切さ”について考える体験型イベントなどを開催しております。
その他	【株主優待制度に関して】 1．当社製品の贈呈 （対象株主） 毎年3月31日現在の株主名簿に記載された1単元（100株）以上保有の株主 （優待内容） 100株以上～500株未満　1,000円相当の当社製品 500株以上～1,000株未満　2,000円相当の当社製品 1,000株以上～　3,000円相当の当社製品 2．当社通信販売での優待 （対象株主） 毎年3月31日現在および9月30日現在の株主名簿に記載された1単元（100株）以上保有の株主 （優待内容） 当社の通信販売製品を株主優待価格（約10%割引）でご購入いただけます。 【女性の活躍状況に関して】 当社では、食品事業、レストラン事業など“食”に携わる企業として、多様な意見を経営に反映させるため、男女の区別なく採用を実施しております。特にレストラン店舗の運営におきましては、多くの女性従業員に支えられており、女性のきめ細やかな感性が活かされる場面も多々あり、女性が活躍できる活気ある職場づくりに努めております。 また、女性が働きやすい職場の実現のため、産休・育児休業制度を設け、仕事と育児の両立に向けた支援も行っております。 当社では、正社員のうちの39.2%が女性であり、女性の役員および管理職相当の状況は次のとおりであります。 ・役員（取締役・監査役）　13名中2名が女性（15.4%） ・管理職相当　57名中12名が女性（21.1%）

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制の基本方針】

1. 取締役の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役は、法令に定められた「取締役の忠実義務」「取締役の善管注意義務」に則って職務を執行する。
(2)取締役会は、会社の健全化、効率化および公正化に資するため、内部統制運用規程を定め、内部統制委員会を設けて、法令遵守のための体制を含む内部統制制度の整備および運用について決定するとともに、取締役および各部門の責任者(以下「取締役等」という。)から定期的に状況の報告を受け、必要があれば、内部統制制度の改善および見直し等を図る。
(3)社外取締役を選任することにより、取締役等の職務執行の監督機能の維持・向上を図る。
(4)監査役は、取締役等の職務の執行について、法令等の遵守状況を監査し、疑義のある行為等については、取締役等から直接情報の提供を受け、必要なときは改善を勧告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1)取締役会、経営推進本部会議、その他の重要な会議の意思決定に係る情報(文書・議事録等)および重要な決裁に係る情報(稟議書等)は、取締役会規程、稟議規程等の各種規程に従い作成し、さらに文書管理規程に基づき適切に保存および管理する。
(2)保存および管理されている文書等は、取締役ならびに監査役がいつでも閲覧できるようにする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)法令遵守、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、内規・ガイドライン等の制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を実施し、内部監査室はこれらの適切性・有効性を確認する。また、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、人事・総務部を中心に全部署が連携して行うものとする。
(2)新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めて対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会は、経営方針に沿った経営計画を策定し、これに基づき取締役等は職務を執行し、その遂行状況等については、定期的に取締役会に報告する。
(2)業務の適正な運営と効率化を図るため、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき、各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
(3)取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、取締役会の下に経営推進本部会議等を設置し、経営の意思決定の迅速化を図り、諸施策の遂行に努める。

5. 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、「ピエトロ行動規範」に定める行動規範・行動基準に関する教育を行うなど、従業員に法令遵守の教育を徹底し、健全な企業風土の醸成に努める。
(2)内部監査室は、当社のコンプライアンスの状況を調査・監督し、必要なときは改善を勧告する。
(3)当社は、コンプライアンス違反やその恐れがある場合の通報を受け付けるため、「内部者通報ホットライン制度」を設け、事態の迅速な把握と是正に努める。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
(1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制当社は、関係会社管理規程を定め、同規程に基づき当社グループの管理を実施し、重要な事象が生じた場合には、子会社の取締役等から当社に直ちに報告させ、また子会社に対して当社の内部監査室が直接監査し、当社の代表取締役に直接報告できる体制とする。なお、内部監査室は、同様の報告を監査役および監査役会にも行い、情報の共有化を図り当社グループ全体の業務監視を行う。
(2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制当社は、当社グループのリスク回避を図るため、関係会社管理規程に定める子会社への業務管理に努め、必要とされる課題および対策については、迅速に子会社の取締役等と協議する。
(3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制当社は、子会社の取締役等と定期的な会合を行い、当社の経営方針の周知を行うとともに、子会社の取締役等から経営状況等の報告を受け、当社グループの経営目標および予算達成に努める。
(4)子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
a. 当社が制定する「ピエトロ行動規範」を当社グループの行動規範とし、子会社の取締役および従業員に遵法意識の徹底と健全な企業風土の醸成に努める。
b. 当社グループ内におけるコンプライアンス違反やその恐れがある場合の通報を受け付けるため、当社が制定する「内部者通報ホットライン制度」を当社グループの共通の通報手段とし、事態の迅速な把握と是正に努める。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制
監査役または監査役会が必要と認めた場合は、取締役と協議のうえ、その職務を補助するために必要な従業員を配置する。

8. 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項
監査役および監査役会の職務を補助する従業員は、当該職務に限り取締役の指揮命令を受けない。また取締役は当該従業員の処遇ならびに異動等について、監査役および監査役会の意向を尊重する。

9. 監査役の職務を補助すべき従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役および監査役会の職務を補助する従業員の職務は、監査役の指示に従うものとし、当社は当社グループ内に周知徹底する。

10. 当社グループの取締役および従業員が監査役に報告するための体制
(1)当社の取締役および従業員が監査役に報告をするための体制
a. 当社の取締役および従業員が、当社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生等の情報を得た場合は、直ちに監査役または監査役会に報告する。
b. 監査役および監査役会は、必要に応じて、いつでも当社の取締役および従業員に報告を求めることができる。
(2)子会社の取締役、監査役および従業員等が監査役に報告するための体制
a. 子会社の取締役、監査役および従業員等が、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生等の情報を得た場合は、直ちに監査役または監査役会に報告する。
b. 監査役および監査役会は、必要に応じて、いつでも子会社の取締役、監査役および従業員等に報告を求めることができる。

11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、前号の監査役へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針
当社は、監査役がその職務の執行に関し、費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用などが当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに処理する。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役は、取締役会その他重要な会議および委員会へ出席できるものとし、また当社および当社グループの取締役等は、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。
(2)監査役は、代表取締役と定期的な意見交換を行うとともに、監査役会を必要に応じて招集し、会計監査人ならびに内部監査室とも緊密に連携を図り、意見および情報の交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。

【ピエトロ行動規範】
当社及びグループ会社では、役員並びに従業員ひとり一人が、社会へより良い商品やサービスを提供するため、以下に示す『ピエトロ行動規範』を定めています。

『ピエトロ行動規範』
私たちは、自らの使命と責任を自覚し、お客様、株主、お取引先、地域社会といった皆様から信頼を得るため、関係法令及びピエトロ行動規範を遵守します。

1. 経営基本方針
(1)ピエトロは、「おいしさ」と「健康」を追い続けます。
(2)ピエトロは、感謝してお客様を大切にします。
(3)ピエトロは、新しい食文化を提案します。
(4)ピエトロは、会社の発展と社員の豊かな暮らしを実現します。

2. ブランド価値を高める行動
(1)おいしさの追求
私たちは、おいしいという気持ちが伝わるもの、魂の入っているものをつくります。
(2)お客様満足度の向上
私たちは、お客様の「おいしかった」という言葉を宝とし、常に誠意をもって接し、万が一クレームが起きてしまったら、持てる限り最大の誠意で対応します。
(3)ブランド価値の向上
私たちは、ブランドに誇りを持ちながらピエトロらしさを追求し、独自のおいしさ・スタイルを確立した商品・サービスを提供します。

3. 社会の一員としての行動
(1)お客様のために
私たちは、お客様の立場に立ち、安全・安心かつ質の高い商品・サービスを提供します。
(2)株主のために
私たちは、株主の利益を念頭に置き、株主・投資家等に対し、会社の経営内容及び事業活動状況について積極的かつ公正に開示します。
(3)お取引先のために
私たちは、お取引先との信頼関係を大切にし、透明で公正な取引を行い、共に繁栄していくパートナーシップを築きます。
(4)地域社会のために
私たちは、地域社会と密接に連携し、社会の一員として社会貢献活動に積極的に取り組みます。
(5)従業員のために
私たちは、従業員の人権及び個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を作り、従業員の満足度を向上させるよう努めます。
(6)市民社会のために
私たちは、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨みます。
(7)会社財産の保全
私たちは、会社の資産や個人情報を含む秘密情報などの会社財産を適正に管理し、業務外使用や漏えいなどの不正行為は行いません。
(8)環境との共生
私たちは、自然環境の恵みによって生まれた素材により商品を提供する企業として、環境にやさしい企業活動を行います。

4. 行動規範の遵守・徹底
私たちは、報告・連絡・相談を大切にし、嘘やごまかしは絶対にしません。良いことよりも、悪いことこそ早く報告します。そのために関係法令に基づき、ピエトロ行動規範の遵守と徹底に努め、高い倫理観のもと良識ある企業活動を展開します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

前述の『ピエトロ行動規範』にも挙げていますように、当社及びグループ会社では、反社会的勢力に対して、毅然たる態度で臨み、経営活動への関与や被害を防止するために、以下の対応をしています。
(1)反社会的勢力に対する対応部署を人事・総務部とし、不当要求防止に関する責任者を設置しています。
(2)不当な要求があった場合は、最寄りの警察に通報するとともに、顧問弁護士と連絡をとり、速やかに対応します。
(3)平素からコンプライアンス委員会において、不当要求への対応についての研修を実施し、社内に不当な要求があった場合の対応マニュアルを配布し、社内への啓蒙を図っています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現在の株主構成から判断すると買収の可能性は少ないと思われますが、今後、株主構成の変化も有り得ますので、種々のケースを考慮して、対応していきます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制は、模式図1のとおりです。

【適時開示体制の概要】
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、模式図2のとおりです。

当社では、会社情報を開示する際には、その内容により次のような体制で行います。
1. 重要決定事項に関する情報
重要な決定事項については、原則として毎月1回開催する定例取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することでより迅速な決定を行います。決定された重要事項については、株式会社東京証券取引所の適時開示規則（以下「適時開示規則」）に従い、開示の必要性について情報取扱責任者を中心に検討し、必要な場合には、情報取扱責任者が開示します。また、当該取締役会には監査役が出席し、さらに必要に応じて会計監査人および顧問弁護士からアドバイスを受け、正確かつ公平な会社情報を開示します。
2. 発生事実に関する情報
発生事実については、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに情報取扱責任者に情報が集約され、情報取扱責任者が代表取締役をはじめ各取締役と監査役に対して報告します。同時に、情報取扱責任者を中心に当該情報の内容等を検討し、必要な場合には、情報取扱責任者が開示します。また、必要に応じて会計監査人および顧問弁護士からアドバイスを受け、正確かつ公平な会社情報を開示します。
3. 決算に関する情報
決算に関する情報については、経理部において決算財務数値を作成し、会計監査人から監査を受けます。最終的に取締役会において承認を得て、その当日に決算情報を情報取扱責任者が開示します。なお、当該取締役会には監査役が出席します。また会計監査人による四半期ごとの監査も受け、正確かつ公平な会社情報を開示します。
4. 会社PR情報等
会社PR情報等については、各事業部において会社PR情報の内容を立案し、情報取扱責任者および取締役会の承認を得て、情報取扱責任者が開示します。

【模式図１】

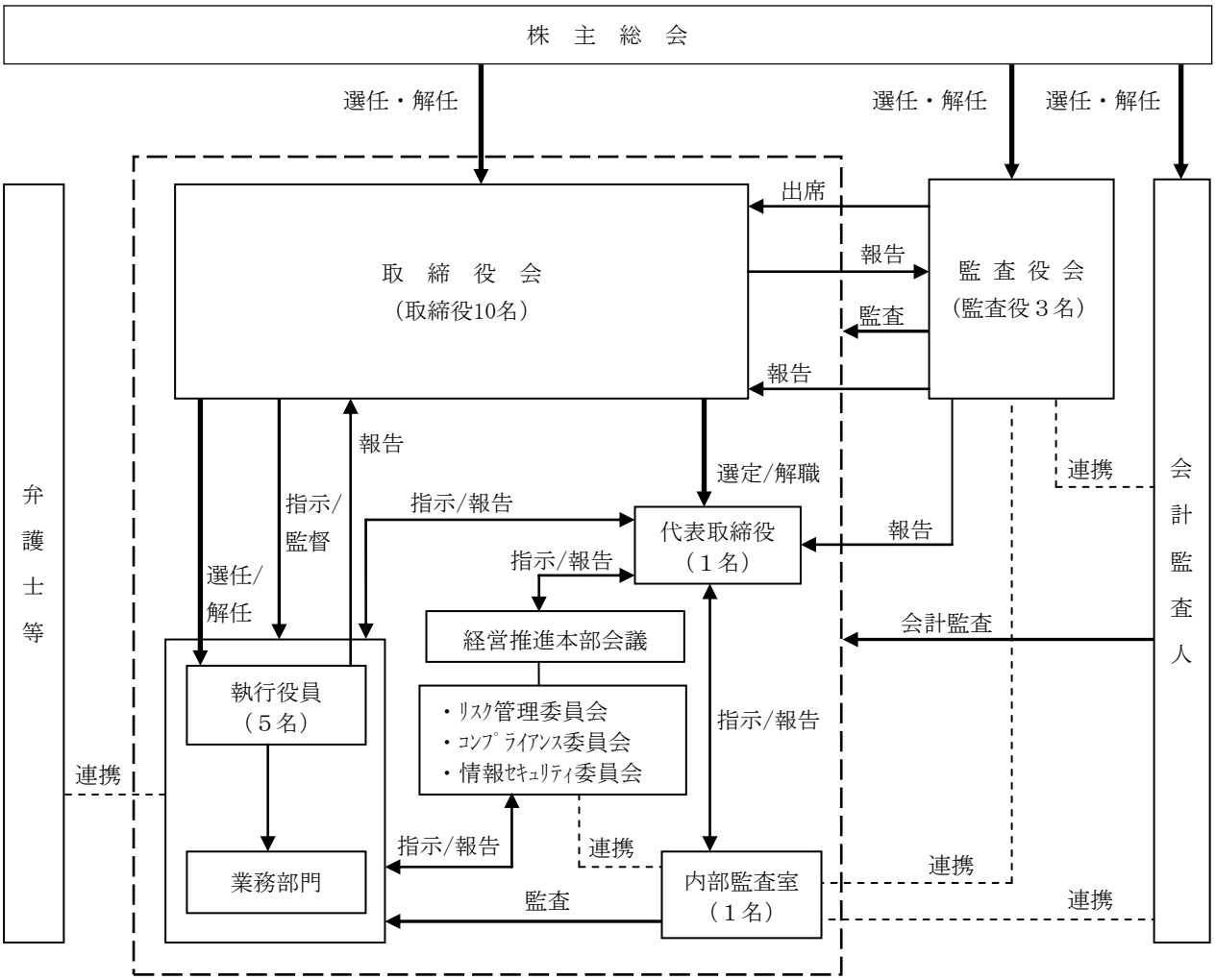
株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
出席
報告
監査
報告
取　締　役　会
（取締役10名）
監　査　役　会
（監査役３名）
弁護士等
会計監査人
報告
選定/解職
連携
指示/
監督
指示/報告
代表取締役
（１名）
報告
選任/
解任
指示/報告
経営推進本部会議
会計監査
執行役員
（５名）
・ﾘｽｸ管理委員会
・ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ委員会
・情報ｾｷｭﾘﾃｨ委員会
指示/報告
連携
指示/報告
連携
連携
業務部門
監査
内部監査室
（１名）
連携

【模式図２】

